

令和6年広審第31号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年5月4日06時41分

山口県笠佐島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	モーターボート A	モーターボート B
総 ト ン 数	3.1 トン	1.5 トン
登 録 長	9.45 メートル	8.05 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	150 キロワット	140 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、舵輪前方の棚にレーダー及びGPSプロッター、操舵室後方囲壁右舷側に別の舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ装備し、同室の舵輪後方に操縦席を設けたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年5月4日06時20分山口県柳井港を発し、笠佐島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させて操船に当たり、06時24分前示釣り場に到着して釣りを始め、潮流により圧流されたので潮上りを行い、06時31分半大磯灯台から276度（真方位、以下同じ。）1,130メートルの地点で、船尾マストに黒色のスパンカーを展開して東方に向首し、機関を中立運転として漂泊を始め、折からの潮流によって071度の方向に1.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、同乗者は左舷船首部で、自身は右舷船尾部でそれぞれ釣りざおを出して釣りを再開した。

a受審人は、06時39分右舷後方930メートルのところに、Bを初認し、06時40分僅か過ぎ大磯灯台から281度910メートルの地点に達し、船首が090度を向いていたとき、同船が右舷船尾

19度430メートルのところとなり、Bが自船に向けて近距離のところでは針路を転じて接近する状況であったが、今まで航行中の船舶が接近しても漂泊している自船を避けてくれていたので、今回も避航してくれるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、06時41分僅か前船尾至近にBを認めたものの、どうすることもできず、06時41分大磯灯台から283度880メートルの地点において、Aは、船首が090度を向いたまま、その右舷船尾部にBの左舷船首部が、後方から19度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には東北東方に向かう強い潮流があった。

また、Bは、船体中央に操舵区画を配し、同区画右舷寄りに舵輪及び機関操縦レバー、舵輪前方の棚にGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日06時20分柳井港を発し、山口県浮島北方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立って操船に当たり、笠佐島北西方沖合を東行し、06時38分半大磯灯台から268度1.1海里の地点で、針路を大島大橋の中央に向く082度に定め、折からの潮流によって左方に1度圧流されながら、機関を回転数毎分2,200にかけ、15.9ノットの速力で、右舷前方の大磯

灯台付近で釣りを行っている船舶を視認し、手動操舵によって進行した。

b 受審人は、06時40分僅か過ぎ大磯灯台から272度1,300メートルの地点に達したとき、左舷船首11度430メートルのところに、Aを視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊していることが分かる状況であったが、右舷前方に認めた釣り船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、船首方の戒善寺礁灯浮標に近づいたことから、漂泊中のAに向けて近距離のところで針路を071度に転じ、折からの潮流に乗じて16.0ノットの速力で続航した。

b 受審人は、Aを避けることなく進行し、06時41分僅か前船首至近に同船を認めて右舵一杯としたものの、効なく、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、Bは、左舷船首部外板に破口を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理された。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される笠佐島北方沖合において、航行中のBと漂泊中のAとが衝突したものであるが、同法には本件に適用すべき航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条を適用し、船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、笠佐島北方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、笠佐島北方沖合において、浮島北方沖合の釣り場に向けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷前方に認めた釣り船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のAに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、笠佐島北方沖合において、釣りを行う目的で漂泊中、右舷後方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで航行中の船舶が接近しても漂泊している自船を避けてくれていたので、今回も避航してくれるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Bが自船に向けて近距離のところで針路を転じて接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月19日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿